

## 品川区立障害児者総合支援施設併設の訪問看護について

### 1. 訪問看護について

品川区立障害児者総合支援施設において、一般社団法人日本精神科看護協会は、行政財産の使用許可により精神科クリニックおよび訪問看護を運営している。

令和3年9月の厚生委員会で報告したとおり、精神科クリニックについては、令和4年9月末をもって閉院することが決定している。訪問看護については、令和4年9月末に移転し、区内で事業を継続するとの意向を聞いていたが、職員の確保ができず事業の継続が困難になったため、2月末をもって事業を終了するとの報告を受けた。

### 2. 行政財産の使用期間

精神科クリニックおよび訪問看護の使用期間は、品川区公有財産管理規則に基づき、1年を超えない範囲とし、令和3年10月1日～令和4年9月30日までと定めていたが、訪問看護については、令和4年2月28日までを使用期間とする。